

宇部市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、宇部市議会議員政治倫理条例(令和8年条例第39号。以下「条例」という。)第11条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手続等)

第2条 条例第5条第1項の規定による審査請求は、市民にあつては審査請求書(様式第1号)及び審査請求署名簿(様式第2号)を、議員にあつては審査請求書(様式第3号)及び審査請求署名簿(様式第4号)を、同条第2項の規定による審査請求は、審査請求書(様式第5号)を議長に提出することにより行わなくてはならない。

2 前項に規定する審査請求署名簿(様式第2号)及び審査請求署名簿(様式第4号)の署名は、本人の自筆によらなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条第8項に規定する心身の故障その他の事由により、本人が署名簿に自筆することができない場合は、同項の規定を準用し、本人の委任を受けた者(条例第5条第1項に規定する有権者に限り、署名収集者を除く。)が代筆をすることができるものとする。この場合においては、法第74条第9項の規定を準用し、代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

3 議長は、第1項の規定により提出を受けた書類に形式上の不備があると認めるときは、審査請求をした者に対し、審査請求補正要求書(様式第6号)により相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

4 議長は、第1項の規定により提出を受けた書類に、前項に規定する形式上の不備がないと認めるときは、審査の対象となる議員(以下「対象議員」という。)に対し、速やかに審査請求通知書(様式第7号)により通知するとともに、直ちに宇部市選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿確認依頼書(様式第8号)により、市民から提出のあった審査請求署名簿の署名人数が、条例第5条第1項に規定する有権者の総数の500分の1以上であるか確認を求めなければならない。

5 前項に規定する審査請求署名簿の確認は、審査請求書が提出された日の直近に作成された選挙人名簿により行うものとする。

6 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

- (1) 条例第5条第1項及び第3項に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 条例第5条第2項による審査請求が行われた場合であつて、会派代表者会議での協議を経て、審査請求が不相当であると認めるとき。
- (3) 第3項に規定する補正の求めに従わないとき。

7 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求をした者に対しては審査請求却下通知書(様式第9号)により、対象議員に対しては審査請求

却下通知書（様式第 10 号）により通知しなければならない。

- 8 議長は、条例第 6 条第 1 項の規定により宇部市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置したときは、審査請求をした者に対しては審査会設置通知書（様式第 11 号）により、対象議員に対しては審査会設置通知書（様式第 12 号）により通知しなければならない。

（審査会）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会は、会長が招集する。ただし、審査会を初めて招集するときは、議長が招集し、審査付託書（様式第 13 号）により審査を付託するものとする。
- 6 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（弁明の方法）

第 4 条 条例第 7 条第 2 項に規定する弁明は、口頭又は書面によるものとする。

（参考人の出席の要求）

- 第 5 条 条例第 7 条第 4 項に規定する参考人の出席の求めは、議長を経なければならない。
- 2 議長は、前項の規定により参考人の出席を求めるときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

（審査結果の報告）

- 第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する報告は、審査結果報告書（様式第 14 号）により行う。
- 2 条例第 8 条第 2 項に規定する通知は、審査請求をした者に対しては審査結果通知書（様式第 15 号）により、対象議員に対しては審査結果通知書（様式第 16 号）により行う。
 - 3 条例第 8 条第 2 項に規定する公表は、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 宇部市議会ウェブサイトへの掲載
 - (2) 宇部市議会だよりへの掲載

（審査結果の措置）

- 第 7 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する勧告は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 本会議における陳謝勧告

- (2) 一定期間の出席自粛勧告
- (3) 議会役職及び議会選出委員の辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

2 条例第9条第1項第2号に規定する警告は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書戒告

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、条例の施行の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

宇部市議会議長

様

（審査請求代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

※ 署名により押印を省略することができます。

審 査 請 求 書

宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査の請求をします。

記

1 審査対象議員の氏名

2 違反があったと疑う政治倫理基準

宇部市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号該当

3 違反があったと疑う行為の概要

4 添付書類

- (1) 審査請求署名簿（様式第 2 号）
- (2) 疑いを証する書面

審 査 請 求 署 名 簿

宇部市議会議員 に対する審査請求のため、宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定により署名します。
 なお、宇部市議会議長が宇部市選挙管理委員会に対し、署名者が選挙人名簿に登録された者であるかの確認を求めることに同意します。

番号	フリガナ	住 所	生年月日	宇部市議会議員政治倫理条例施行規程第 2 条第 2 項 の規定による代筆をした場合における代筆者の氏 名、住所及び生年月日	有効 無効
	氏 名				
				フリガナ	
				氏 名	
				住 所	
				生年月日	
				フリガナ	
				氏 名	
				住 所	
				生年月日	
				フリガナ	
				氏 名	
				住 所	
				生年月日	
				フリガナ	
				氏 名	
				住 所	
				生年月日	

- 署名者は、地方自治法第 74 条第 5 項に規定する選挙権を有する者でなければならない。なお、署名者は、自筆による署名をするものとする。
- 署名の代筆は、地方自治法第 74 条第 8 項に規定する心身の故障等の場合に限る。なお、署名の代筆をする者は、宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項に規定する有権者でなければならない（ただし、署名収集者は代筆者となることができない。）。この場合において、署名の代筆をする者は、氏名、住所及び生年月日を該当欄に自署しなければならない。
- 「番号」欄には一連の番号を付すとともに、各頁下部には総頁及び当該頁を記入すること。
- 「有効無効」欄には記入しないこと。

年 月 日

宇部市議会議長

様

（審査請求代表者）

宇部市議会議員

印

※ 署名により押印を省略することができます。

審 査 請 求 書

宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査の請求をします。

記

1 審査対象議員の氏名

2 違反があったと疑う政治倫理基準

宇部市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号該当

3 違反があったと疑う行為の概要

4 添付書類

- (1) 審査請求署名簿（様式第 4 号）
- (2) 疑いを証する書面

様式第 4 号（第 2 条関係）

審 査 請 求 署 名 簿

宇部市議会議員 に対する審査請求のため、宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定により署名します。

- 1 署名者は、自筆による署名をするものとする。
- 2 署名の代筆は、地方自治法第 74 条第 8 項に規定する心身の故障等の場合に限る。この場合において、署名の代筆をする者は、署名者の氏名に併せ代筆者として自らの氏名を自署しなければならない。

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議長

様

宇部市長

印

審 査 請 求 書

宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり審査の請求をします。

記

1 審査対象議員の氏名

2 違反があったと疑う政治倫理基準

宇部市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号該当

3 違反があったと疑う行為の概要

4 添付書類

疑いを証する書面

文書記号・番号
年 月 日

様

宇部市議会議長

印

審査請求補正要求書

年 月 日付けで提出された審査請求書について、下記の理由により補正をされるよう求めます。

記

1 補正を求める理由

2 補正後の審査請求書の提出期限

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議員

様

宇部市議会議長

印

審 査 請 求 通 知 書

あなたに対し、下記のとおり 年 月 日付けで宇部市議会議員政治倫理条例第5条第 項の規定による審査の請求がありましたので、通知します。

記

1 審査請求の概要

2 添付書類

- (1) 審査請求書
- (2) 疑いを証する書面

様式第 8 号（第 2 条関係）

文書記号・番号
年 月 日

宇部市選挙管理委員会
委員長

様

宇部市議会議長

印

審査請求署名簿確認依頼書

年 月 日付けで市民から宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定による審査の請求がありましたので、審査請求署名簿に署名した人数が、同項の規定による有権者の総数の 500 分の 1 以上であるかどうか確認をお願いします。

添付書類

審査請求署名簿（様式第 2 号）

文書記号・番号
年 月 日

様

宇部市議会議長

印

審査請求却下通知書

年 月 日付けで提出された宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 項の
規定による審査の請求について、下記の理由により却下しますので、通知します。

記

却下の理由

様式第 10 号（第 2 条関係）

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議員

様

宇部市議会議長

印

審査請求却下通知書

年 月 日付け宇議第 号で通知した、あなたに対する審査の請求について、下記の理由により却下しましたので、通知します。

記

却下の理由

文書記号・番号
年 月 日

様

宇部市議会議長

印

審査会設置通知書

年 月 日付けで提出された宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 項の規定による審査の請求について審査するため、同条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり宇部市議会議員政治倫理審査会を設置しましたので、通知します。

記

1 審査対象議員の氏名

2 審査請求の概要

3 審査会を設置した日

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議員

様

宇部市議会議長

印

審査会設置通知書

年 月 日付けで提出された宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 項の規定による審査の請求について審査するため、同条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり宇部市議会議員政治倫理審査会を設置しましたので、通知します。

記

1 審査対象議員の氏名

2 審査請求の概要

3 審査会を設置した日

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議員政治倫理審査会
会 長 様

宇部市議会議長

印

審 査 付 託 書

年 月 日付けで宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 項の規定による
審査の請求がありましたので、同条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり審
査を付託します。

記

1 審査対象議員の氏名

2 違反があったと疑われる政治倫理基準

宇部市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号該当

3 審査請求の概要

4 添付書類

- (1) 審査請求書
- (2) 疑いを証する書面

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議長

様

宇部市議会議員政治倫理審査会
会 長

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付け宇議第 号で付託のありました審査請求の審査について、宇部市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、宇部市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記

1 審査対象議員の氏名

2 審査請求の概要

3 審査の結果

4 審査会の意見

文書記号・番号
年 月 日

様

宇部市議会議長

印

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで提出された宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 項の規定による審査の請求について、宇部市議会議員政治倫理審査会から別添のとおり審査結果の報告がありましたので、同条例第 8 条第 2 項の規定により通知します。

文書記号・番号
年 月 日

宇部市議会議員

様

宇部市議会議長

印

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで提出された、あなたに対する宇部市議会議員政治倫理条例第 5 条第 項の規定による審査の請求について、宇部市議会議員政治倫理審査会から別添のとおり審査結果の報告がありましたので、同条例第 8 条第 2 項の規定により通知します。

なお、同条例第 8 条第 3 項の規定により、本通知を受け取った日から 14 日以内に限り、議長に対し弁明書を提出することができます。